

公益社団法人日本社会福祉士会 研究誌『社会福祉士』編集規程

組織・運営 規程第7号

2000年6月2日制定

最終改正 2025年3月15日

（名称）

第1条 本誌は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）の研究誌『社会福祉士』と称する。英文名は、THE JOURNAL OF JAPANESE CERTIFIED SOCIAL WORKERS と称する。

（目的）

第2条 本誌は、原則として本会正会員に所属する社会福祉士の専門性に基づくソーシャルワーク実践と理論の研究発表の場とする。

（発行）

第3条 本誌は、原則として1年1回の刊行とする。

（内容）

第4条 本誌には、論文、研究ノート、実践研究、実践報告、全国大会の記録、学会の記録、海外研修・調査報告、その他の原稿を掲載することができる。

（定義）

第5条 論文、研究ノート、実践研究、実践報告、全国大会の記録、学会の記録及び海外研修・調査報告の定義は次の第1号から第8号までとする。

（1）論文

先行研究を踏まえ、新しい理論的知見を得ようとするもの、もしくは未確認の事実を確認しようとするもの。例えば独自に調査を実施し、まとめられたものであっても、単にデータが示されただけの報告的なものは該当しない。データに基づきながら先行研究等と比較したなかで考察し、新たな理論的知見を得ようとするもの

（2）研究ノート

新しい理論的知見が得られたものではないが、当該領域の研究や実践に資するもの又は公開すること自体に重要な価値を有するもの

（3）実践研究

社会福祉士によるソーシャルワーク実践を先行実践・研究・理論等を踏まえて、一定の方法にもとづいて分析、考察し、その実践のもつ新たな価値、意義、方法論等が見出されたもの

（4）実践報告

社会福祉士によるソーシャルワーク実践から、社会福祉の対象としての実践の価値、意義、また類似実践への示唆及び関わり方、その内容と期間、実践仮説と考察などが見出されたもの

（5）全国大会の記録

全国大会のプログラム等

（6）学会の記録

社会福祉士学会の発表テーマ一覧等

(7) 海外研修・調査報告

(公財) 社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士海外研修・調査事業」において本会が推薦し、社会福祉士海外研修・調査事業へ派遣された者の調査・報告書

(8) その他の原稿

学会運営委員会が本誌に掲載することを認めたもの

(遵守事項)

第6条 本誌に掲載する論文等の原稿は、研究倫理規程及び研究倫理ガイドラインを遵守したものである。

(資格)

第7条 本誌への執筆・投稿は、原則として本会正会員に所属する社会福祉士に限る。ただし、共同研究者には非会員を含めることができる。その際、筆頭執筆者に共同研究者を含めた数の中で、非会員が半数を超えてはならない。

(審査)

第8条 論文、研究ノート、実践研究、実践報告の審査は、審査規程に基づき、審査者が行う。

(編集)

第9条 本誌の編集は、学会運営委員会が所管する。

(執筆要領)

第10条 原稿は所定の執筆要領によるものとし、学会運営委員会からの指摘以外の審査後の加筆は認められない。

(著作権)

第11条 本誌に掲載された著作物の著作権は、本会に帰属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。

附 則

- 1 2003年4月13日改正
- 2 2004年6月4日改正
- 3 2006年2月18日改正
- 4 2007年2月17日改正
- 5 2008年8月30日改正

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(2014年4月1日)

附 則

2018年1月20日改正、施行

附 則

2018年4月21日改正、施行

附 則

2018年5月19日、組織・運営規程第1号公益社団法人日本社会福祉士会研究誌『社会福祉士』編集規程を組織・運営規程第7号に改正、施行する。

附 則

2020年10月3日改正、2021年4月1日施行

附 則

2025年3月15日改正、施行